



2024年5月27日

各 位

会 社 名 楽 天 銀 行 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 永 井 啓 之  
(コード番号：5838 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 企 画 本 部 長 岡 崎 博 和  
TEL. 050-5581-6120

## ストック・オプション（新株予約権）に関するお知らせ

当行は、2024年5月27日開催の取締役会において、当行の取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容に関する議案を、2024年6月27日開催予定の当行第25回定時株主総会（以下「本総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### I 付議議案の内容

このたび当行では、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、当行の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、2006年6月9日開催の第7回定時株主総会において承認いただいた報酬枠とは別枠で、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額2億円以内とするとともに、ストック・オプションの内容について、下記Ⅱのとおりとすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

当行の取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

#### Ⅱ 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の内容）

##### 1. 新株予約権の数

各事業年度に発行する新株予約権の上限は2,000個とする。

##### 2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は200,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降、当行が当行普通株式の株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金額  
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。  
なお、職務執行の対価として公正発行により付与される新株予約権であり、有利な条件による発行に該当しない。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権1個あたり1円とする。
5. 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）から40年後の応答日までとする。  
ただし、行使期間の初日又は最終日が当行の休業日に当たる場合は、その翌営業日が行使期間の初日となり、その前営業日が行使期間の最終日となるものとする。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
7. 新株予約権の行使の条件
  - ① 新株予約権者は、権利行使時において、当行又は当行の子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。
  - ② 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
  - ③ その他権利行使の条件は、当行取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
8. 新株予約権の取得条項
  - ① 当行は、新株予約権者が上記7による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - ② 当行は、当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
9. 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要するものとする。
10. 新株予約権のその他の内容  
新株予約権に関するその他の内容については、代表取締役に一任する。

以 上